

# あなたの職場は、大丈夫？



「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

## 「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性<sup>\*</sup>を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。  
(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

## 例えば、こんな行為

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ① 暴行・傷害（身体的な攻撃）            | ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）               |
| ② 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃） | ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求） |
| ③ 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）  | ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）                               |

- 働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為。
- これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きい。

## 「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。  
周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。  
また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。  
周りの人や組織の具体的な取組については、円卓会議が取りまとめた「提言」で紹介しています。

パワーハラスメント 厚生労働省

検索

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。